

甲府市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、耐震性の高い市街地を形成するため、既存木造住宅の耐震改修等を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存木造住宅 次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 昭和56年5月31日以前に着工され、木造在来工法（軸組工法・伝統工法）で建築されたもの
 - イ 個人が所有する住宅で、所有者もしくは所有者の親族（3親等以内）が居住しているもの又はこれから居住するもの
 - ウ 2階建て以下のもの
 - エ 延べ面積300平方メートル以下のもの
 - オ 専用住宅又は併用住宅で住宅部分の面積が過半のもの
 - カ 借家、長屋及び共同住宅以外のもの
 - キ 重大な法令違反が無いもの
- (2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかにより、診断したものとする。
 - ア 山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う耐震診断
 - イ (財)日本建築防災協会（以下「協会」という。）発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断若しくは精密診断又は協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による精密診断
- (3) 総合評点 木造住宅耐震診断による総合評点をいう。
- (4) 耐震改修設計 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅を総合評点1.0以上にする設計をいう。
- (5) 耐震改修工事 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅を総合評点1.0以上に改修する工事をいう。
- (6) 建替え工事 次のいずれかを除却し、同一敷地内に住宅を新築する工事をいう。
 - ア 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅
 - イ 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅

(7) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）で定める建築物エネルギー消費性能基準をいう。

(8) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）で定める土砂災害特別警戒区域をいう。

（補助対象者）

第3 補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、所有者1人につき1棟を対象とする。

(1) 既存木造住宅を所有している者

(2) 本市の税を滞納していない者

(3) 過去に本市の木造住宅耐震改修に関する要綱に基づく補助金の交付を受けていない者

（補助対象事業）

第4 補助対象となる事業は、補助対象者が行うもので次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 耐震改修設計及び耐震改修工事

(2) 建替え工事で建替え後の住宅が省エネ基準に適合し、土砂災害特別警戒区域外に存するもの

（補助金の額）

第5 補助金の額は、次の各号に該当するものとする。

(1) 耐震改修工事については、耐震改修工事に要する費用とし、125万円を上限とする。

(2) 建替え工事については、既存木造住宅に対し耐震改修工事を実施する場合に要する費用と建替え工事に係る費用を比較して低い金額とし、125万円を上限とする。

2 前項で定める額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修等事業に着手する前に、木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書（第1号様式）に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請時に既存木造住宅に居住していない者については、居住に関する確約書を提出しなければならない。

（交付決定等）

第7 市長は、第6に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、

適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金の交付を行わないと決定したときは、その理由を付して、申請者に通知するものとする。

3 市長は、当該耐震改修等事業の実施について条件を付することができる。
（着手の届出）

第8 申請者は、交付の決定を受けた耐震改修等事業に着手したときは、木造住宅耐震改修等事業着手届（第3号様式）に工程表を添えて、市長に提出しなければならない。

（設計書等の報告）

第9 申請者は、耐震改修工事等の設計が完了したときは、耐震改修工事又は新築工事に着手する前に、木造住宅耐震改修等事業報告書（第4号様式）に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告書を受理したときは、その内容を審査し、当該設計等が適切に行われていないと認めるときは、適切に行われるよう申請者に対し指導を行うことができる。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

第10 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に耐震改修等事業の内容を変更、中止又は廃止しようとする場合は、速やかに木造住宅耐震改修等事業変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）に別に定める書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

（変更等の承認）

第11 市長は、第10に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、木造住宅耐震改修等事業変更（中止・廃止）承認通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第12 申請者は、耐震改修等事業が完了したときは、木造住宅耐震改修等事業完了実績報告書（第7号様式）に別に定める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 交付申請時に既存木造住宅に居住していない者については、居住後の住民票の写しを前項の実績報告書に添えて提出しなければならない。

3 第1項の実績報告書は、当該耐震改修等事業の完了の日若しくは住民登録の日から起算して1箇月を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第13 市長は、第12の報告を受けた場合において、当該書類を審査のうえ適正と認めるときは、補助金の額を確定し、木造住宅耐震改修等事業費補助金交付確定通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14 申請者は、第13の通知を受けたときは、速やかに補助金支払請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の受領について、耐震改修等業務の契約を締結した施工者等に委任する場合（以下「受領委任払」という。）は、補助金受領委任支払請求書（第10号様式）によるものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求に基づき、補助金を交付する。この場合において、受領委任払により耐震改修業務の契約を締結した施工者等に補助金の交付があったときは、申請者に補助金の交付があったものとみなす。

（補助金交付の条件）

第15 申請者（消費税等の納税義務がある者に限る。）は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第11号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、既に交付した補助金のうち消費税等仕入控除税額の全部または一部に相当する額について、その返還を命ずることができる。

（施工状況報告）

第16 市長は、申請者に対し耐震改修等の施工状況の報告を求めることができる。

（補助金の取消し）

第17 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第18 市長は、第17の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その取り消しに係る補助金について、期限を定めて既に交付した金額の全部又は一部を返還させることができる。

（書類の整理等）

第19 申請者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第20 この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けた者に係るこの要綱の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。